

2019年10月18日

お客様各位

三協立山株式会社 タテヤマアドバンス社

蛍光灯器具のメンテナンスのお願い

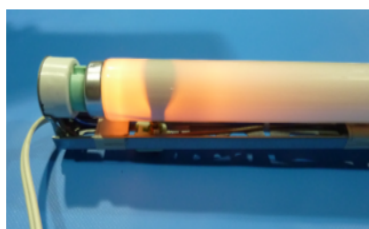
平素は弊社製品に格別なるご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。

早速ではありますが、首記の件について下記の通り案内させていただきます。

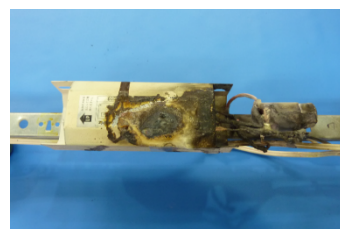
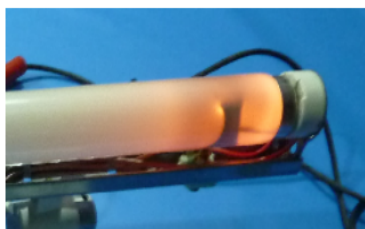
看板等の蛍光灯が、蛍光灯または点灯管の寿命等により正常に点灯していない状態（例えば、点灯しない状態、端部のみが点灯した状態、点滅状態、等）にある場合は、直ちに使用を注意し速やかに蛍光灯と点灯管を同時に新しいものに交換してください。

⚠ 注意

蛍光灯が正常に点灯していない状態で使用を続けしないでください。蛍光灯が正常に点灯していない状態では、安定期に大きな負担がかかり、発煙や発火に至る恐れもあります。



蛍光灯の端部のみが点灯した状態



発煙・発火した安定器

また、蛍光灯が露出していない看板を、店内等の周囲が明るい環境でご使用されている場合は、上記の様に正常に点灯していない状態にあってもそれに気が付きにくいので、蛍光灯と点灯管は定期的に交換することをおすすめいたします。（例：1年に1度は必ず交換する等）

蛍光灯と点灯管の交換は、ご購入店にご依頼ください。また、その際には、蛍光灯と点灯管以外についてもあわせて点検をご依頼ください。

以上